

答申第1048号

令和4年12月21日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年10月31日付け神行住第1803号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市高校生等通学定期券補助制度の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

- 1 高校生を扶養する世帯の経済的負担を軽減するため、通学定期券代を補助する神戸市高校生等通学定期券補助制度を実施するにあたり、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、対象者の正確な把握及び審査の効率化が可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市高校生等通学定期券補助制度の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1048

【神戸市高校生等通学定期券補助制度のために提供または利用する情報項目】

【対象児童情報】

- ・住基個人番号
- ・住民状態CD
- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・通称名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・宛名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所、方書
- ・住定異動年月日
- ・本来の住民日
- ・前住所、肩書
- ・住なく年月日
- ・住なく事由CD

答申第1049号
令和4年12月21日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年12月15日
付け神福保第3043号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申し
ます。

記

神戸市高校生等通学定期券補助制度の実施に伴う
生活保護受給者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

- 1 高校生を扶養する世帯の経済的負担を軽減するため、通学定期券代を補助する神戸市高校生等通学定期券補助制度を実施するにあたり、福祉局保護課が保有する生活保護受給者情報を利用することは、対象者の正確な把握及び審査の効率化が可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市高校生等通学定期券補助制度の実施に伴う
生活保護受給者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申1049

【神戸市高校生等通学定期券補助制度のために提供または利用する情報項目】

【対象高校生情報】

- ・事務所番号
- ・ケース番号
- ・員番号
- ・住基個人番号
- ・住所（居所）
- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・通称名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・続柄
- ・性別
- ・生年月日
- ・保護開始日
- ・世帯分離年月日
- ・保護廃止日
- ・保護停止年月日
- ・保護停止解除年月日

答申第1050号

令和4年12月21日

(3)

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年12月15日
付け神戸家第4740号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申し
ます。

記

神戸市高校生等通学定期券補助制度の実施に伴う
ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業に関する情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

- 1 高校生を扶養する世帯の経済的負担を軽減するため、通学定期券代を補助する神戸市高校生等通学定期券補助制度を実施するにあたり、こども家庭局家庭支援課が保有するひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業に関する情報等を利用することは、対象者の正確な把握及び審査の効率化が可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市高校生等通学定期券補助制度の実施に伴う
ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業に関する情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1050

【神戸市高校生等通学定期券補助制度のために提供または利用する情報項目】

1. 【児童扶養手当 対象高校生情報】

- ・住基個人番号

2. 【ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業 対象高校生情報】

- ・住基個人番号
- ・氏名（漢字・カナ）
- ・通称名（漢字・カナ）
- ・生年月日
- ・住所
- ・高校名、通信制の学科かどうか
- ・定期券の交通機関種別、購入区間、有効期間、定期券金額
- ・定期券ごとの補助対象期間
- ・定期券ごとの補助対象金額
- ・補助対象金額合計

※補足

児童扶養手当情報の住基個人番号をひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業情報に連結して、こども青少年課に提供。